

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) の概要

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質) から、人の健康及び環境の保護を図る。

2. 条約対象物質

当初12物質群 (PCB、DDT、ダイオキシン等)。平成21年5月の第4回締約国会議 (COP4) で9物質群、平成23年4月の第5回締約国会議 (COP5) で1物質群の追加に合意し、現在は21物質群について発効している (下記参照)。

3. 各国が講ずべき対策

- ①対象物質の製造、使用等の原則禁止 (PCB等17物質) 及び製造・使用等の制限 (DDT、PFOS等)
- ②非意図的生成物質の排出の削減 (ダイオキシン、ジベンゾフラン等)
- ③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置
 - ・ POPsと同様の性質を持つ新規物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・ POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施

4. 条約の発効

平成16年5月17日発効 (日本は平成14年8月30日に締結)。平成24年9月現在177ヶ国+EUが締結

5. 我が国の対応

- 条約に盛り込まれた対策については、化学物質審査規制法、農薬取締法、ダイオキシン類対策特別措置法等で措置。
- 関係省庁連絡会議 (議長は環境省環境保健部長) において国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議において了承。平成24年8月に改定
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- POPs検討委員会に北野大 明治大学教授を、条約有効性評価のための調整グループ及び地域組織グループに柴田康行 国立環境研究所プログラム総括兼上級主席研究員を派遣。

※条約対象物質 (21物質群) : (平成24年9月現在)

PCB、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、トキサフェン、マイレックス、クロルデコン、ペンタクロロベンゼン、ヘキサクロロベンゼン、ダイオキシン、ジベンゾフラン、テトラ・ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサ・ヘプタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモビフェニル、リンデン、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン (α -HCH)、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン (β -HCH)、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩・ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOSF)

なお、COP5 で追加が合意されたエンドスルファンは、平成24年10月27日に発効する。